

お申込みの前に必ずお読みください。

(株)マイウェイ 募集型企画旅行 旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

この旅行は、株式会社マイウェイ(以下「当社」という)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」という)を締結することになります。また契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする「行程ご案内」と称する確定書面(以下「行程ご案内」という)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」という)によります。

1 旅行のお申込み方法

(1) 所定の旅行申込書(以下「申込書」という)に所定事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金(お1名様)	申込金
30,000円未満	5,000円
30,000円以上	10,000円

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます(受付は、当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

2 契約の成立時期

(1) お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。具体的には、次によります。

- ① 店頭(及び当社の外務員による訪問販売)の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が第1項(1)の申込金を受領した時。
- ② 電話等による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して7日目に当たる日までに当社がお客様から第1項(1)の申込金を受領した時。

(2) 通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知を旅行代金、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

3 お申込み条件

- (1) 未成年の方のみのご旅行の場合、保護者(法定代理人)の同意書が必要となります。
- (2) 中学校入学前の方のみのご旅行の場合、当社は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3) 最少催行人員は、特に明示をしていない限り1名様(ただし、コースに1名様での参加ができない旨の表示がある場合は2名様)とします。
- (4) 特定旅客層を対象とした旅行、又は特定の目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りいたします。
- (5) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者若しくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お申込みをお断りすることがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
- (6) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4 契約責任者によるお申込み

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」という)から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5 「行程ご案内」(確定書面)の交付

当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定内容を記載した「行程ご案内」を運くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。また、交付期日前でもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

6 旅行代金の適用及びお支払い期限

- (1) 特に注釈のない限り、満12歳以上の方はおとな旅行代金、満3歳以上12歳未満の方は子ども旅行代金となります。
- (2) 旅行代金のおとな・子どもの区分表示がない場合は、満3歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。
- (3) 旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日と利用人数をご確認ください。
- (4) 追加代金とは、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊施設

指定の選択、延泊等による宿泊代金等、基本旅行代金に追加する旅行代金をいいます。

- (5) 旅行代金は、第1項(1)の「申込金」、第14項の「取消料」、第13項(1)の「違約料」及び第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告、パンフレット、ホームページにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。
- (6) 旅行代金(申込金を差し引いた残額)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前以降にお申込みされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

7 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り航空機は普通席)、宿泊費、食事代、消費税等の諸税・サービス料金、旅客施設使用料(空港により必要な場合)及び特に明示したその他の費用等。
- (2) 添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
- (3) 各コースに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。

8 旅行代金に含まれないもの

上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

- 第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)。
- (2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料。
- (3) ご希望者のみご参加されるオプションプラン・オプションツアーの代金。

9 契約内容の変更

当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものがある理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10 旅行代金の額に変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
- (2) 本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって16日前までにお客様に通知します。
- (3) 本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第9項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用(当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む)に増額又は減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更する場合があります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の旅行設備の不足が発生したときによる場合を除きます。
- (5) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

11 お客様の交替

お客様は、予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。なお、航空便の予約や氏名変更ができない等の理由により、当社は、お客様の交替をお断りすることがあります。

12 お客様による契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様は、いつでも第14項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みされた当社の営業時間内とします(営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。
- (2) お客様は、次に掲げる場合は本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - ① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の表④左欄に掲げるものその他重要なものであることに限り、第10項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ② 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ③ 当社がお客様に対し、第5項の期日までに、「行程ご案内」を交付しなかったとき。
 - ④ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

13 当社による契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様が第6項(6)の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとさせていただきます。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。
 - ① お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ② お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に絶えられないと認められるとき。
 - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ④ お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに旅行を中止する旨をお客様に通知します。日帰り旅行は4日前までに通知します。
 - ⑥ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のようにより、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額をお客様に払戻します。

14 取消料

契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様ごにつき下記の料率で取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の(1台・1室あたり)ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

取消日	取消料率	
	1泊2日以上旅行	日帰り旅行
a) 21日前まで	無料	無料
b) 20日～11日前まで	20%	無料
c) 10日～8日前まで	20%	20%
d) 7日～2日前まで	30%	30%
e) 旅行開始日前日	40%	40%
f) 旅行開始当日(免除)	50%	50%
g) 旅行開始後又は無連絡不参加	100%	100%

*a,b,c,dの取消日は旅行開始日の前日から起算してさかのぼります。
 *e発日・コース・利用便・宿泊施設等書面の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。ただし、当該パンフレットの「取消料等」に当社の定める期限を記載している場合は、当該期限以降の変更はできません。
 *オプションプランにも上記取消料率による取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は、100%となります。

15 お客様による契約の解除(旅行開始後)

- (1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- (2) お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第12項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、受領できなかった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります)を差し引いた金額をお客様に払戻します。

16 当社による契約の解除(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
 - ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に絶えられないとき。
 - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 当社が本項(1)の規定に基づき契約の解除をしたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。
- (3) 当社は、本項(1)①③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合、要する一切の費用はお客様の負担となります。

17 旅行代金の払戻し

(1) 当社は、第10項(3)から(5)までの規定による旅行代金の減額又は第12項から第16項までの規定による契約の解除によってお